

秩父市木育おもちゃセット利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秩父市木育おもちゃセット（以下「木育おもちゃセット」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用基準)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を希望する者に対して木育おもちゃセットを貸し出すことができる。

- (1) 市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 木育おもちゃセットの正しい利用方法に従って利用されないおそれのあるとき。
- (6) 木育おもちゃセットを直接的に営利目的で利用するおそれのあるとき。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(利用申請等)

第3条 木育おもちゃセットを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ秩父市木育おもちゃセット利用承認申請書（様式第1号。以下「利用承認申請書」という。）を利用日の5日前の開庁日までに市長へ提出し、利用しようとする日の前日までにその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、利用しようとする日の6月前からできるものとする。

(利用承認等)

第4条 市長は、前条の規定により利用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、利用を承認するときは、申請者に秩父市木育おもちゃセット利用承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、市長は、利用条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、利用を承認しないときは、申請者に秩父市木育おもちゃセット利用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(利用期間等)

第5条 木育おもちゃセットを利用する期間は、原則として30日以内とする。

2 木育おもちゃセットは、平日9時から17時までに秩父市地場産業センター（秩父市宮側町1-7）で借受及び返却しなければならない。

(利用料)

第6条 木育おもちゃセットの利用料は、無料とする。

(利用上の注意事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用承認を受けた内容にのみ利用し、市長が付した利用条件に従うこと。
- (2) 利用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 貸出しに伴う搬出及び搬入は、直接利用者が行うこと。

- (4) 別に定める秩父市木育おもちゃセット利用留意事項に基づき、正しく利用すること。
- (5) 木育おもちゃセットの改変等はしないこと。
- (6) 秩父市のイメージを損なう利用をしないこと。
- (7) 木育おもちゃセットを故意に破損又は汚損した場合は、利用者の責任と負担により修復、クリーニングなど、原状に復さなければならない。修復又はクリーニングが困難な状態までに破損又は汚損した場合は、利用者が実費弁償しなければならない。

(利用承認の取消し)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、その利用者に秩父市木育おもちゃセット利用承認取消書（第4号様式。以下「利用承認取消書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の規定により利用の承認を取り消された者は、利用承認取消書の通知があった日以後、木育おもちゃセットを利用してはならない。

(報告)

第9条 利用者は、秩父市木育おもちゃセット利用報告書（様式第5号）を利用後速やかに市長へ提出しなければならない。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により木育おもちゃセットの利用承認を取り消した場合、利用者に損害が生じても、市はその責めを負わないものとする。

2 木育おもちゃセットの利用によって利用者が受けた被害又は利用者が第三者に対して損害若しくは損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、木育おもちゃセットの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

様式第1号様式(第3条関係)

秩父市木育おもちゃセット利用承認申請書

年 月 日

秩父市長 様

〒

申請者 住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者名)

秩父市木育おもちゃセットを次のとおり利用したいので、申請します。

利用用途 (イベント名)	(参加予定人数： 人) 市 HP 等に掲載 可 ・ 不可 (どちらかに○)
利用場所	
利用期間	借受日： 年 月 日 () 午前・午後 時 返却日： 年 月 日 () 午前・午後 時 (イベント日時) 年 月 日から 年 月 日まで 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
木育おもちゃセット の利用希望数	<input type="checkbox"/> 1セット(5箱) <input type="checkbox"/> 2セット(10箱) <input type="checkbox"/> 森のたまごプール(一式) <input type="checkbox"/> その他()
連絡先	担当者氏名 電話 E-Mail
※木育リーダー	氏名 ※決まっていない場合は申請前にご相談ください。
※木育ボランティア	氏名
添付書類	1 企画書等(開催日時、場所、内容が分かるもの) 2 その他参考となるもの
備考	<input type="checkbox"/> 木育ボランティアへ、イベント参加の照会を希望する。

※木育リーダーおよび木育ボランティアは、市が開催する研修を受講した方の名前を書いてください。木育おもちゃセットの貸出には木育リーダーの参加が必須となります。

第2号様式(第4条関係)

秩父市木育おもちゃセット利用承認通知書

承認番号 第 号
年 月 日

様

秩父市長 北堀 篤

年 月 日付けで申請のあった秩父市木育おもちゃセット利用については、次のとおり承認します。

記

承認期間 年 月 日 () 午前・午後 時 から
年 月 日 () 午前・午後 時 まで

※時間厳守でお願いします。

借受及び返却場所 秩父市地場産業センター(秩父市宮側町1-7)

承認条件

1. 木育おもちゃセット利用申請書の申請内容のとおり利用すること。
2. 秩父市木育おもちゃセット利用要綱を遵守すること。
3. 秩父市木育おもちゃセット利用留意事項を遵守すること。

第3号様式（第4条関係）

秩父市木育おもちゃセット利用不承認通知書

年 月 日

様

秩父市長（公印省略）

年 月 日付けで申請のあった秩父市木育おもちゃセット利用については、次の理由により承認できません。

理由

第4号様式（第8条関係）

秩父市木育おもちゃセット利用承認取消書

年 月 日

様

秩父市長（公印省略）

年 月 日付け承認番号第 号で承認した秩父市木育おもちゃセットの利用については、次の理由により利用承認を取り消します。

なお、この通知があった日以後、承認を受けた内容については利用できません。

理由

様式第5号様式(第9条関係)

秩父市木育おもちゃセット利用報告書

年 月 日

秩父市長 様

〒

利用者 住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者名)

秩父市木育おもちゃセットを利用したイベント等を次のとおり開催したので、報告します。

利用用途 (イベント名)	(参加人数： 人)
場所	
日時	
開催時の様子	(写真、メディア掲載、SNS への投稿など)
おもちゃセットの 破損等	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()
その他報告事項	(ヒヤリ、ハットしたことなど)